三　公表されているフードチェーン情報が当該フードチェーン情報公表農産物に係るフードチェーン情報であることが明らかでなくなること。	
四　公表されているフードチェーン情報が事実に反していること。	
五　上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。	
2　法第四十一条第二項の主務省令で定める農林物資は、フードチェーン情報公表農産物とする。	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和五年四月二十九日から施行する。

○厚生労働省令第七十二号

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号）の規定に基づき、中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則を次のように定める。

令和五年四月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　共済事業等
　第一節　認可（第二条―第十三条）
　第二節　業務（第十四条―第三十条）
　第三節　経理（第三十一条―第四十四条）
　第四節　監督（第四十五条―第五十五条）
　第五節　共済契約の移転等（第五十六条―第六十三条）
第三章　解散等（第六十四条―第七十四条）
第四章　共済募集（第七十五条―第八十八条）
第五章　雑則（第八十九条―第九十一条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において、「中小事業主」、「中小事業主が行う事業に従事する者等」、「労働災害」、「労働災害相当災害」、「労働災害等」、「労働災害等防止事業」、「共済事業」又は「共済団体」とは、それぞれ中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律（令和三年法律第八十号。以下「法」という。）第二条に規定する中小事業主、中小事業主が行う事業に従事する者等、労働災害、労働災害相当災害、労働災害等、労働災害等防止事業、共済事業又は共済団体をいう。

第二章　共済事業等

第一節　認可

（共済事業に係る共済金の額）

第二条　法第二条第七項第二号の厚生労働省令で定める額は、一の共済契約者に係る一の被共済者につき、共済金額の合計額について千五百八十万円とする。

（純資産額の算定方法）

第三条　法第五条第一項第二号の厚生労働省令で定める方法は、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額から負債の部に計上されるべき金額の合計額（次の各号に掲げる額の合計額を除く。）を控除する方法とする。

一　法第二十二条第一項の価格変動準備金に相当する額

二　第四十一条第一項第二号の異常危険準備金に相当する額

2　前項の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額及び負債の部に計上されるべき金額の評価は、その計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って評価した価額によらなければならない。

3　前項の価額による場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める金額を評価額とする。

一　金銭債権又は市場価格のない債券について取立不能のおそれがある場合　取立不能見込額を控除した金額

二　市場価格のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合　相当の減額をした金額

三　前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であって、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合　当該時価

四　第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり、又は予測することのできない減損が生じた場合　償却不足額を控除し、又は相当の減額をした金額

五　繰延資産について償却不足がある場合　償却不足額を控除した金額